

高齢者虐待を防止しましょう



高齢者虐待とは??

『高齢者虐待防止法』では、5種類の行為が規定されています。

身体的虐待

- ・ 殴る、つねる、蹴る、物を投げつける
- ・ 無理矢理食事を口にさせる、やけどなど

経済的虐待

- ・ 生活費を渡さない、使わせない。
- ・ 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。

介護の世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ・ 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。
- ・ 水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間続く。
- ・ 室内がゴミだらけで劣悪な環境で生活させる。

性的虐待

- ・ 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸で放置する。
- ・ わいせつな行為をしたり、強要する。

心理的虐待

- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 話しかけているのに、意図的に無視をする。

『虐待を防止するためには・・・』

介護者の負担を減らす。

介護は、長時間になるほど介護者に負担がかかります。
介護者の負担を減らすために介護保険サービスや制度を利用することを検討しましょう。
介護保険制度については、地域包括支援センターにご相談ください！！

虐待を防止する地域づくりを目指しましょう。

介護者が必要な高齢者を抱える家庭が孤立したり、閉じこもりにならないように、『見守り』や『声かけ』が大切です。

●見守り

「最近姿を見ない」など、地域で暮らす身近な方の小さな変化に気づくことが重要です。

●挨拶を交わす、声かけ

介護をしている方は地域から孤立しがちです。挨拶や声掛けが虐待を防ぎます。

●認知症の理解を深めましょう。

虐待を受けている高齢者の多くに認知症状が認められ、介護者は大きなストレスを抱えています。
認知症は、脳の障害に起因するもので、誰にでも起こり得る病気です。
認知症は早期診断が大切です。早期に医療機関を受診することで、進行を遅らせることが可能となる場合があります。

(地域包括支援センター ☎ 82-3845)